

目 次

第 1 章	総則	
第 1	目的	1
第 2	用語	1
第 3	基準の範囲	1
第 4	新たに基準を定めた場合又は基準を変更した場合の取扱い	2
第 2 章	通則	
第 1 節	審査上の留意事項	3
第 2 節	各論	
第 1	消防用設備等の設置単位	4
第 2	令別表第 1 の取扱い	22
第 3	区画の取扱い	41
第 4	床面積・階の取扱い	43
第 5	無窓階	46
第 6	収容人員の算定	52
第 7	届出の添付図書等	55
第 8	電気設備及び火気使用設備等に係る特殊消火設備の取扱い	77
第 3 章	消防用設備等別審査基準	
第 1	消火器具	79
第 2	屋内消火栓設備	83
第 3	スプリンクラー設備	95
第 4	泡消火設備	160
第 5	不活性ガス消火設備	169
第 6	ハロゲン化物消火設備	184
第 7	粉末消火設備	199
第 8	屋外消火栓設備	212
第 9	動力消防ポンプ設備	214
第 10	自動火災報知設備	215
第 11	ガス漏れ火災警報設備	244
第 12	漏電火災警報器	248
第 13	消防機関へ通報する火災報知設備	252
第 14	非常警報設備	268
第 15	避難器具	299
第 16	誘導灯及び誘導標識	307
第 17	消防用水	341

第18	排煙設備-----	346
第19	連結散水設備-----	354
第20	連結送水管-----	356
第21	非常コンセント設備-----	369
第22	無線通信補助設備-----	370
第23	非常電源-----	375
第24	総合操作盤-----	404
第25	パッケージ型消火設備-----	423
第26	パッケージ型自動消火設備-----	425
第27	特定駐車場用泡消火設備-----	431
第28	特定小規模施設用自動火災報知設備-----	436
第29	特定共同住宅等の取扱い-----	443

第4章 その他

第1	「就寝施設を有する防火対象物等の防火安全指針」の一部改正について-----	451
第2	「高層建築物の計画に対する指導指針」の改正について-----	457
第3	消防ヘリコプター屋上緊急離着陸場等の設置指導について-----	472
第4	「横浜市火災予防条例第4条第1項第19号カの取扱いについて」の一部改正について-----	489
第5	ちゅう房設備に附属するフード及び排気用ダクトの基準-----	498
第6	フード等用簡易自動消火装置の設置基準について-----	517
第7	可動式ブースの取扱い-----	527

第5章 早見表

	消防用設備等設置基準項別早見表-----	546
--	----------------------	-----